

平成20年度第1回総合セキュリティ対策会議

(平成20年7月16日)

発言要旨

1. 局長挨拶

本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

この総合セキュリティ対策会議は、平成13年度に設置し、今年で8年目となります。本会議では、情報通信ネットワークの安全性、そして信頼性を確保するための政府機関と民間の産業界の方々の連携のあり方、特に警察との連携のあり方についてご議論いただき、様々なご提言をいただいております。例えば、インターネット・ホットラインセンターの新設、ネット上の自殺予告に対する対応マニュアルの策定等、具体的な成果が上がっており、大変有意義な会議であると考えております。昨年度は、Winnyをはじめとするファイル共有ソフトを用いた著作権侵害問題とその対応についてご提言をいただきました。その結果、本年5月に通信事業者団体と著作権等の権利者団体によって「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」が設立され、現在、議論が本格化をしているところです。この間の皆様方のご尽力に心から敬意を表したいと存じます。

さて、今年度は、「インターネット上での児童ポルノの流通に関する問題とその対応」についてご検討をいただきたいと考えています。ネット上の児童ポルノの問題はまさに国際的な問題でありまして、我が国もさまざまな指摘を受けているところでございます。

警察としても、児童ポルノの製造等について検挙活動を進めているところでございます。また、あわせてインターネット・ホットラインセンターを通じた削除要請も随分やっているところですが、残念ながら削除の要請に応じない事業者がいること、また、児童ポルノの画像が海外のサーバーに蔵置されていることがあるということから、なかなか撲滅にまで至っておりません。やはり捜査という手法だけでこれを撲滅することは難しく、その総量、絶対量を減らしていく、またこれを見られなくするような何らかの措置が講じられなければ、到底この撲滅を期すことはできないと考えております。そこで、官民が連携して、これまでにないような新しい方法を探ることができないだろうか、それによってネット上の児童ポルノ撲滅を図れないだろうか、ということで今回

ご議論をお願いしたいと考えているところです。

本日は第1回目ですので、私どもからその実態や対策、そしてまた問題点についてご説明を申し上げます。あわせて今後の議論の方向性につきましてご議論をいただければ幸いです。会議は、年度末までかけて、議論の推移にもよりますけれども、6回程度開催をしたいと考えております。今回も何か具体的な施策に結びつくようなご提言を賜るべく、皆様方のご経験やご見識を踏まえた活発な意見交換がなされますようによりしくお願い申し上げます。

2. 委員紹介

【事務局による委員紹介の後、新たに就任した委員による自己紹介】

3. 平成20年度総合セキュリティ対策会議の検討課題について

【事務局から、平成20年度総合セキュリティ対策会議の検討課題について説明】

本会議では、インターネット上の児童ポルノの流通の問題点一般の検討だけではなく、流通を防止するための具体的な施策を検討する。そして施策の中での官民連携というのを柱に組み立てていく。グローバルな世界で見ると日本はまだ遅れているのではないかというような指摘もあり、そういう点も踏まえて具体的な議論を進めていただきたい。

4. 児童ポルノの流通実態等について

【事務局から、インターネット上の児童ポルノの流通事例について説明】

発表された事例は、この発表のために短時間で集められたものと理解してよろしいか。

事務局：そのとおり。この1～2週間ぐらいでネット上で収集したものの。

日本人がサイト管理者なのか、あるいは、画像に写っている子供たちが日本人であるのかどうか、ということは、分かっているのか。

事務局：この子供たちの国籍等についてはまでは調べていない。ただ、サイト自体は日本語で書かれていることから、日本人が見ることを前提にしたものと思われる。

今後の議論のために伺うが、（児童ポルノの流通による）資金の流れはどうなっているのか。

事務局：例えば暴力団の有力な資金源になっているなど、そうい

った実態までは分かっていない。

【委員から、インターネット上の児童ポルノ流通の問題点について発表】

各国別のペドフィリアの認知件数、立件件数の各国別のデータはあるか。

発表者：ペドフィリアによる事件というよりも、各国の法律に従った検挙、それから裁判での有罪というのはあるのではないかと思うが、全部は持っていない。

事務局：日本のものはあるが外国のものまでは持っていない。

発表者：ペドフィリアというのは小児性虐待のことであるため、これは買春等も全部含む。それが児童ポルノ事犯に関するものかどうかによって数値が変わってくるし、調べる場所も変わってくると思う。

【事務局から、児童ポルノ事犯の検挙状況等について説明】

【委員から、インターネット・ホットラインセンターにおける児童ポルノの通報状況と削除の課題について説明】

海外のデータ蔵置者に対して削除依頼ができないというのは、削除依頼の枠組みなり、合意がないことによるということか。ほかに理由は何かあるのか。

発表者：基本的に国外にある場合には、相手国のホットラインセンターに対応を依頼するという仕組みになっているため、直接は行っていない。

児童ポルノ事犯の検挙状況の説明に関して、2点ほどの質問がある。一つは、実刑率というのはどのくらいなのか。執行猶予がつくものがどのくらいで、実刑になるものがどのくらいなのか。もう一つは、累犯率というのがどのくらいなのか。

事務局：実刑率については、仮にあったとしても、大体ほかの事件も併合しているため、児童ポルノだけの数値を出すのは、なかなか難しい。累犯率については、この法律は比較的新しいため、まだ同じ罪の前科者が比較的少ないと思われる。

英国 IWF 調べのインターネットにおける児童ポルノの地域別発信率について。これは発信者という意味での発信率として統計をとっているのか、それともサイトなり掲示板の所在地がどこの国にあるかというものか。

事務局：IWF の資料によると、児童ポルノが蔵置されているサーバーのドメインがどこの国かということであり、どこで発信しているかまでは分からない。

このデータで見ると、地域別で見るとアメリカがほとんどとい

うことである。アメリカは、こういうことに関しては結構法的にうるさくて、例えば割合すぐ削除してくれると思っていたが、それがなかなかできないということなのか。アメリカが主な訳で、アメリカであれば割合解決しやすいのではないかという素朴な疑問がある。

例えば「.com」「.net」「.org」の場合というのは、必ずしも米国にサーバーがあることにはならず、実際のサーバー所在地を確認するためには、ドメインからIPアドレスをDNSで取ってきて、国別のIPアドレスリストに基づいて、そのIPアドレスはどこの国のものかを確認する必要がある。そういった処理をした上でのデータなのか、それとも単にトップレベルドメインで見ているのか。

それに関して、アメリカはうるさく言っているにもかかわらず自分たちが一番多いというのがあって、アメリカ大使館に調べていただいたことがある。アメリカ側からは、一つの理由としては、アメリカはとにかく世界で一番量的に多くのものを抱えている、全体量が多いということ、もう一つには、実際にアメリカ発信なのか、あるいはドメインはアメリカであっても発信は別の国からという場合があるのではないかと2点の返答があった。IWFの調べ方はアンフェアだ、と彼らは反論していた。

説明の中で、シーファー大使の件に触れられたが、日本政府に対する要望は大使が個人の名前で出したのか、それとも国務省か何かバックアップして出したものなのか。

事務局：アメリカは、G8会合の場でも、児童ポルノの単純所持を先進各国は処罰すべきだという話をしていた。

今日は、問題の所在や重みはかなりの部分共有できたと思う。今後、フィルタリングや検索エンジンの問題をご発表いただきたいと考えている。また、発表の中で出てきたブロッキングの話もキーになってくると思われることから、その議論も深めて参りたい。

インターネット上の児童ポルノ流通の問題点に関する発表について、資料中の新聞記事でも法の改正を求めているということだが、どのように改正すべきと考えているのか。改正内容、検討されている構成要件や罰則を示して頂けると、そのうち議論すべき部分にフォーカスを当てることのできるのではないかと。

この会の主たる目的は、こういう児童ポルノの流通を防止するために、いかに官民連携していくのかを考えるというもの。

6. その他

【事務局から、硫化水素ガスの製造を誘引する情報の取り扱いにつ

【 いての対応状況について説明】

7. 今後のスケジュール

【事務局から、平成20年度年間スケジュールについて説明】

それでは、次回以降、今日の発表、議論を発展させる形でフィルタリング、検索エンジンの問題、ブロッキングの問題等を組み込んで準備させていただきたい。

事務局にお願いしたいが、国際的な問題でもあるし、いろいろな手法があると思うのだが、海外における取組み事例と、それについての特に通信の秘密や表現の自由に関する議論についての資料を準備して頂けないか。

可能な範囲で用意する。